

施 工 条 件 の 明 示

安房郡市広域市町村圏事務組合

工 事 名 次亜塩素素注入機修繕工事
工事場所 南房総市高崎 6 9 8 番地 第 6 配水場

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 工程管理に留意し、工期内完了を遵守すること。 2. 施工時間は原則として平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。 なお、上記時間には準備及び片付けも含まれる。 但し、監督職員の許可を得た場合にはこの限りでない。
用 地 関 係	なし
公 害 対 策 関 係	工事期間中に工事区域で発生する騒音、ほこり等には十分注意し、発生した場合は早急に対策を講じること。
安 全 対 策 関 係	1. 上水道施設であることを十分に理解し、施工すること。 2. 重機等を運転する際には、場内の配管・施設等に十分注意すること。 3. 安全管理を徹底し、事故等が起きないように十分な対策をとること。 4. 異常気象時等により、浄水場への影響が懸念される場合は、直ちに復旧・対策を行うこと。
工事用道路関係	なし
仮 設 備 関 係	資材置場を借地する場合は、請負者の責任において借地すること。 また、保安対策に十分留意すること。
建設副産物関係	本工事にて発生した建設副産物については、法律を遵守し適正に処理すること。
工事支障物件等	配水場の施設（配管・配線等）に十分に留意すること。
排水工（濁水処理を含む）関係	なし
薬液注入関係	次亜塩素酸ナトリウムの注入機であるため、注意して工事を行うこと。
そ の 他	1. 工事用資材等の運搬については、適正な積載量で運搬すること。 2. 配水場の運転に支障をきたさない様に留意すること。